

インドネシア共和国国民議会

経済特区に関する法律 2009 年 39 号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国大統領は、

- a. パンチャシラと 1945 年憲法に基づく公平で繁栄した社会は、経済民主主義に基づく国家経済開発の実施を通じて実現しなければならないこと、
 - b. 国家経済開発にとって戦略的な特定地域の経済開発の加速化と、単一の国内経済における地方の発展の均衡を維持するために、経済特区の振興が必要であること、
 - c. 投資に関する法律 2007 年 25 号の第 31 条 (3) 項の規定に基づき、法律により、経済特区に関する規定を定めること、
 - d. a,b,c を考慮し、経済特区に関する法律を制定する必要があること、
- を考慮し、
1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条 (1) 項、第 20 条、第 27 条 (2) 項、第 33 条
 2. 投資に関する法律 2007 年 25 号 (官報 2007 年 67 号、官報追記 4724 号)
- を鑑み、

インドネシア共和国国民議会と
インドネシア共和国大統領の
共同承認により、

以下を決定した：
経済特区に関する法律を定める。

第 1 章
総則

第 1 条

本法の中で、

1. 経済特区 (KEK) とは、経済機能を果たし、特定の便宜を得るために定められた、インドネシア共和国統一国家の法的領域内において特定の境界線を有する地域のことである。
2. 区画とは、目的に応じた利用を行う特定の境界線を有する経済特区内のエリアのことである。

3. 国家審議会とは、経済特区実施のために設立される国家レベルの審議会のことである。
4. 地域審議会とは、経済特区実施において国家審議会を補佐するために設立される州レベルの審議会のことである。
5. 経済特区管理者とは、経済特区実施において地域審議会を補佐するために、各経済特区で設立される地域審議会の一部をなすものである。
6. 事業体とは、経済特区事業活動を実施するための国営企業、公営企業、協同組合、民間、合弁事業の形態による法人企業のことである。
7. 事業者とは、経済特区において事業活動を行う、法人・非法人形態の企業及び個人事業のことである。

第 2 章 機能、形態、規準

第 1 部 機能

第 2 条

経済特区は、地理経済・地理戦略的な優位性を有し、産業、輸出入、その他高い経済的価値と国際競争力を有する経済活動を受け入れるために機能する地域を準備することを通じて開発する。

第 2 部 形態

第 3 条

- (1) 経済特区は、以下の 1 つ以上の区画から構成される：
 - a. 輸出加工
 - b. ロジスティック
 - c. 工業
 - d. 技術開発
 - e. 観光
 - f. エネルギー、及び/或いは
 - g. その他の経済
- (2) 経済特区内には、補助施設と労働者向けの住居の建設が可能である。

- (3) 各経済特区内には、事業者として、或いは経済特区内にある企業の活動のサポートとしての中小零細企業と協同組合向けの場所が用意される。

第3部 規準

第4条

経済特区として提案可能な場所は以下の規準を満たしていること：

- a. 地域空間整備計画に基づいており、保護地域への阻害ポテンシャルがない
- b. 当該州/県/市政府が経済特区を支持している
- c. 国際貿易ルートに近い、或いはインドネシアの国際航海ルートに近い、或いは優良資源ポテンシャルのある地域に位置している、及び
- d. 明確な境界線を有している

第2章 経済特区の設立

第1部 提案

第5条

- (1) 経済特区の設立は、以下の者が国家審議会に提案する：
 - a. 事業者
 - b. 県/市政府、或いは
 - c. 州政府
- (2) (1) 項 a に規定の事業者が提案する場合、県/市政府の承認を得た上で、州政府を通じて提案を提出する。
- (3) (1) 項 b に規定の県/市政府が提案する場合、州政府を通じて提案を提出する。
- (4) (1) 項 c に規定の州政府が提案する場合、県/市政府の承認を得た上で、提案を提出する。

第6条

- (1) 第5条(1)項に規定の提案は、第4条に規定の規準を満たしていること。

- (2) (1) 項に規定の提案には、少なくとも以下の要件が添付されていること：
- a. 開発場所の地図、住民の居住地と切り離された、提案するエリアの面積
 - b. 提案する経済特区の空間整備計画と区画化規程
 - c. 資金調達計画と資金源
 - d. 法規に基づく環境影響分析 ✓
 - e. 経済・財政面でのフィジビリティースタディー結果、及び
 - f. 経済特区の期間と戦略計画

第2部 制定プロセス

第7条

- (1) 国家審議会は、第5条(1)項に規程の提案を検証し、経済特区設立提案の承認或いは拒否を行うことができる。
- (2) 国家審議会が経済特区の設立を承認する場合、国家審議会は大統領に対し、経済特区設立のためのレコメンデーションを行う。
- (3) 国家審議会が経済特区の設立を拒否する場合、理由を添えて提案者にその旨を通知する。
- (4) 経済特区設立は、政令で定める。

第8条

特定の場合において、政府は第5条に規定の提案プロセスなく、経済特区としてある地域を定めることができる。

第9条

経済特区制定手順に関する詳細規定は、政令で定める。 *Government Regulation*

第3部 開発と運営

第10条

- (1) 第7条(4)項に規定の制定に基づき、州政府或いは県/市政府は、法規に基づき、経済特区開発のための事業体を決定する。
- (2) (1)項に規定の決定は、以下の者により実施される：

- a. 経済特区が、県/市をまたぐ場合には、州政府、及び
- b. 経済特区が1つの県/市にある場合には、県/市政府

第11条

第5条(1)項aに規定の事業体からの提案の場合、州政府或いは県/市政府は、経済特区開発のために、提案者である事業体を直接指名することができる。

第12条

- (1) 経済特区は、制定から3年以内に運営準備が整っていること。
- (2) (1)項に規定の3年間に、国家審議会は毎年評価を行う。
- (3) (2)項に規定の評価の結果は、フォローアップのために提案者に通知される。
- (4) (1)項に規定の3年以内に経済特区の運営準備が整っていない場合、国家審議会は：
 - a. これまでの提案の変更を行う
 - b. 2年を限度に期間を延長する、及び/或いは
 - c. 経済特区の開発問題解決のための措置を取る
- (5) (4)項bに規定の期間の延長をした場合で、過失以外の理由や不可抗力により経済特区がまだ運営体勢にない場合、国家審議会は、地域審議会から意見を得た後、延長を行うことができる。
- (6) (5)項に規定の期間の延長に関する詳細規定は政令で定める。

第13条

- (1) 経済特区内のインフラ開発・維持の資金は以下に由来することが可能：
 - a. 政府及び/或いは地方政府
 - b. 民間
 - c. 政府、地方政府、民間との協力、或いは
 - d. 法規に基づくその他合法的な資金源
- (2) 国家審議会は、経済特区内のインフラ開発・維持のために、政府、地方政府、民間との間の協力に関する独自の政策を定めることができる。
- (3) 政府、地方政府、民間との間の協力による資産の管理は、経済・財政面での妥当性分析に基づき実施できる。

第4章 組織

第1部
総則

第14条

- (1) 経済特区開発実施のために、国家審議会と地域審議会を設立する。
- (2) 国家審議会は、大臣と省以外の政府機関の長から構成される。
- (3) 地域審議会は、政府と地方政府の代表者から構成される。

第2部
国家審議会

第15条

- (1) 経済特区国家審議会は、大統領令により設立される。
- (2) (1) 項に規定の国家審議会は大統領に責任を負う。

第16条

- (1) 国家審議会は、経済分野の行政を担当する大臣を会長とし、大臣と省以外の政府機関の長をメンバーとする。
- (2) 任務遂行のために、(1) 項の国家審議会は、国家審議会事務局を設立する。
- (3) 国家審議会のメンバー構成、作業手順、事務局に関する規定は大統領規程により定める。

第17条

国家審議会の任務は：

- a. 経済特区国家マスタープランの策定
- b. 経済特区の設立と開発の加速化のための総合政策と戦略的措置の制定
- c. 経済特区における最低インフラ・サービス基準の制定
- d. 経済特区提案地域の検証
- e. 経済特区設立のためのレコメンデーション
- f. ポテンシャルが未開発の地域の開発のための検証と措置に関するレコメンデーション
- g. 経済特区の実施、管理、開発における戦略的問題の解決、及び

support:
(3)-(3)

- h. 経済特区の継続に関するモニタリングと評価、経済特区ステータスの取り消し提案を含む、評価結果のフォローアップ措置に関する大統領へのレコメンデーション

第 18 条

第 17 条に規定の任務遂行のために、国家審議会は以下が可能：

- a. 地域審議会と管理者に活動実施に関する説明を求める
- b. 必要に応じ、政府、地方政府、専門家に意見及び/或いは支援を求める、及び/或いは
- c. 必要に応じ、他者との協力をを行う

第 3 部 地域審議会

第 19 条

- (1) 地域審議会は、経済特区として制定されている地域の各州に設立される。
- (2) (1) 項に規定の地域審議会は、大統領令により制定するために、国家審議会が大統領に提案する。
- (3) (1) 項に規定の地域審議会は、国家審議会に責任を負う。

第 20 条

- (1) 地域審議会は、会長、すなわち州知事、副会長、すなわち県知事/市長、メンバー、すなわち州における（中央）政府関係者、州政府関係者、県/市政府関係者から構成される。
- (2) 任務遂行のために、(1) 項に規定の地域審議会は、地域審議会事務局を設立する。
- (3) 地域審議会のメンバー構成、作業手順、事務局に関する規定は大統領規程で定める。

第 21 条

地域審議会の任務は：

- a. 作業地域となっている経済特区の管理と開発のために、国家審議会が定めた総合政策を実施する
- b. 各経済特区における経済特区管理者を設立する

- c. ワンドア統合サービスシステムの実施と経済特区の運営のために、経済特区管理者の任務実施の監督、管理、評価、調整を行う
- d. 作業地域となっている経済特区の活動実施に関する問題解決のための戦略的措置を定める
- e. 毎年年末に国家審議会に対し、経済特区管理報告書を提出する、及び
- f. 戦略的問題が生じた場合、国家審議会に報告書を提出する

第 22 条

第 21 条に規定の任務遂行のために、地域審議会は以下が可能：

- a. ワンドア統合サービスシステム実施、経済特区運営の監督・管理に関し、経済特区管理者に説明を求める
- b. 必要に応じ、政府機関或いは専門家に意見及び/或いは支援を求める、及び/或いは
- c. 必要に応じ、他者との協力を行う

第 4 部

経済特区管理者

第 23 条

- (1) 経済特区管理者の任務は：
 - a. 経済特区において事業を設立、実施、開発する事業者が必要な事業許可やその他の許可の供与
 - b. 経済特区運営の監督と管理、及び
 - c. 地域審議会に定期的・必要に応じて経済特区運営報告書を提出

第 24 条

第 23 条に規定の任務遂行のために、経済特区管理者は以下が可能：

- a. 政府及び地方政府から許認可分野の権限の委譲或いは移譲を受ける、及び
- b. 事業活動について事業体及び/あるいは事業者から説明を求める

第 5 部

資金調達

第 25 条

- (1) 国家審議会、地域審議会、経済特区管理者は、以下に由来する資金を得ることができる：

- a. 政府及び/或いは地方政府、及び
 - b. 法規に反しないその他の資金源
- (2) (1) 項に規定の資金調達に関する詳細規定は政令で定める。

第6部 管理事業体

第26条

- (1) 経済特区における事業活動の実施は、経済特区管理者として定められた事業体を実施する。
- (2) (1) 項に規定の事業体は以下の形態：
- a. 国営企業/公営企業
 - b. 協同組合
 - c. 民間事業体或いは
 - d. 民間及び/或いは協同組合と政府、及び/或いは州政府、及び/或いは県/市政府との合弁事業体

第5章 物品の往来、検疫、外貨

第27条

- (1) 法規に基づく輸出入の禁止或いは制限規定は、経済特区で適用される。
- (2) 輸出入制限規定が課される物品に対し、法規に基づき例外措置及び/或いは便宜が供与可能である。
- (3) 経済特区内外への物品の往来は、法規が適用される。

第28条

法規に基づく人体、動物、魚、植物の検疫規定は、経済特区でも引き続き適用される。

第29条

- (1) ルピア通貨が経済特区における合法的支払い通貨である。
- (2) 経済特区と海外との間のルピア通貨の出入りは法規に基づく。
- (3) 外貨は、法規に基づき許可を取得済みの銀行或いは外貨商を通じた場合に限り、経済特区において売買可能である。

- (4) 銀行を通じた経済特区における外貨による国際貿易取引は全て、法規に基づき許可を取得済みの銀行によって実施する場合に限り可能とする。

第6章 諸便宜

第1部 税、関税、消費税

第30条

- (1) 経済特区で事業活動を行う納税義務者は全て、所得税便宜が供与される。
- (2) (1)項に規定の所得税便宜の他に、区画の特性に応じ、追加の所得税便宜が供与される。
- (3) (1)項と(2)項に規定の便宜は、法規に基づき供与される。
- (4) (2)項と(3)区に規定の所得税便宜供与に関する詳細規定は、政令で定める。

第31条

税制便宜は、法規に基づき、一定期間の土地建物税の控除の形でも投資家に対して供与可能である。

第32条

- (1) 経済特区への物品輸入には以下の形態の便宜が供与可能：
- a. 関税猶予
 - b. 当該物品が原材料或いは生産用補助財の場合、消費税の免除
 - c. 課税品に対する付加価値税、或いは付加価値税と奢侈税を徴収しない、及び
 - d. 輸出に係る所得税を徴収しない
- (2) 関税領域内の他の場所から経済特区への課税品の引渡しには、法規に基づき、付加価値税と奢侈税を徴収しない形での便宜供与が可能である。
- (3) 経済特区から関税領域内の他の場所への課税品の引渡しは、付加価値税便宜を受けている者に向けられていない限り、法規に基づき、付加価値税或いは付加価値税と奢侈税が課される。

- (4) (1) 項、(2) 項、(3) 項に規定の便宜供与に関する詳細規定は、政令で定める。

第 33 条

- (1) 使用のための輸入目的で、経済特区から搬出する輸入品は、関税、消費税、輸出のための税の免除や猶予便宜を得ている者に向けられていない限り：
- a. 関税が徴収される
 - b. 消費税課税品の場合、消費税の完済、或いは
 - c. 付加価値税、或いは付加価値税と奢侈税、法規に基づく輸入に係る所得税の課税
- (2) (1) 項に規定の物品には、法規に基づく輸入規定が適用される。

第 34 条

輸出向けに経済特区から搬出する物品には、法規に基づく輸出規定が適用される。

第 2 部

地方税と地方徴収金

第 35 条

- (1) 経済特区で事業を行う各納税義務者には、法規に基づき、地方税と地方徴収金の減免の形でのインセンティブが供与される。
- (2) (1) 項に規定の地方税と地方徴収金インセンティブの他に、地方政府はその他の便宜を供与可能である。

第 3 部

土地、許認可、入国管理、投資

第 36 条

経済特区では、法規に基づき地権取得のための便宜が供与される。

第 37 条

政令に基づき経済特区として制定済みの場所に土地を取得した事業体には地権が供与される。

第 38 条

- (1) 経済特区では、事業許可、事業活動、工業、商業、港湾、外国人事業者の場合は入国管理の分野での便宜・軽減措置と治安便宜が供与される。
- (2) (1) 項に規定の便宜・軽減措置は、法規に基づき定める。

第 39 条

経済特区では、中小零細企業と協同組合向けに留保されているものを除き、投資分野において条件付きで開放されている事業分野に関する規定は適用されない。

第 4 部 その他の便宜

第 40 条

- (1) 第 30 条から第 39 条までの諸便宜供与の他に、経済特区内にある区画にはその他の便宜が供与される。
- (2) (1) 項に規定のその他の便宜に関する規定は、法規に基づき、管轄機関が定める。

第 5 部 労働

第 41 条

取締役或いは監査役の役職の外国人労働者の雇用許可は 1 度供与され、当該外国人が取締役或いは監査役である限り有効。

第 42 条

経済特区における労働者の利用は、法規に基づきインドネシア人を優先する。

第 43 条

- (1) 経済特区において、州知事は、以下の任務を有する特別三者協力機関を結成する：
 - a. 各種労働問題に関するコミュニケーションとコンサルティングの実施
 - b. 労働問題の発生可能性を早期に察知する、及び

- c. 問題解決措置に関する助言や判断を出す
- (2) (1) 項に規定の機関のメンバーは、政府、地方政府、労働組合、経営者団体の関係者から構成される。
- (3) (1) 項に規定の任務と機能を果たすために、他の機関と調整を行う。

第44条

- (1) 経済特区において、州知事は、以下の任務と機能を有する賃金審議会を結成する：
 - a. 賃金決定のための意見や助言を出す、及び
 - b. 賃金問題を議論する
- (2) (1) 項に規定の審議会のメンバーは、政府、地方政府、労働組合、経営者団体、専門家、大学の関係者から構成される。
- (3) (1) 項に規定の任務と機能を果たすために、審議会は、他の機関と調整を行う。

第45条

- (1) 最低賃金の決定と発効は、州知事が定める。
- (2) 最低賃金は少なくとも以下を考慮して決定する：
 - a. セーフティーネットとしての最低賃金
 - b. 中小零細企業・協同組合の能力、及び
 - c. 適正生活水準 (KHL)

第46条

- (1) 1つ以上の労働組合を有する企業の場合、各社において労働組合フォーラムを1つ結成できる。
- (2) (1) 項に規定の労働組合フォーラムの結成に関する規定は、労働分野の行政を管轄する大臣規程で定める。

第47条

- (1) 労働組合がすでに結成されている企業の場合、労働組合と経営者との間で労働協約 (PKB) を作成する。
- (2) 労働協約で以下を合意する：
 - a. 他社に委託することができる作業の種類、及び
 - b. 有期・無期雇用契約に基づく雇用形態

- (3) 企業が新製品、新規活動、或いはまだ試作・検討中の追加製品に関連する作業を行う場合、最長2年間の有期雇用契約の実施が可能であり、最長1年、1回の延長が可能である。
- (4) (3)項に規定の有期雇用契約は更新できない。

第7章 結びの規定

第48条

- (1) 本法発効時点で、自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令2000年1号を法律として定めることに関する法律2000年36号（官報2000年251号、官報追記4053号）及びその改正である、自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令2000年1号を法律として定めることに関する法律2000年36号の改正に関する法律2007年44号（官報2007年130号、官報追記4775号）に基づき設立された自由貿易地域と自由港、すなわちバタム、ピンタン、カリムンは、所定の期限終了前或いは期限終了後、本法とその他の法規の規定に基づき、経済特区となるための提案ができる。
- (2) (1)項に規定の自由貿易地域と自由港が経済特区として提案されない場合、所定の期限にもとづき、自由貿易地域と自由港は終了する。

第49条

第48条(1)項に規定の自由貿易地域と自由港のステータスの移行、或いは第48条(2)項に規定の所定の期限終了により、自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令2000年1号を法律として定めることに関する法律2000年36号（官報2000年251号、官報追記4053号）及びその改正である、自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令2000年1号を法律として定めることに関する法律2000年36号の改正に関する法律2007年44号（官報2007年130号、官報追記4775号）は無効となる。

第50条

本法は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本法をインドネシア共和国官報に記載する。

年 月 日、ジャカルタにて制定
インドネシア共和国大統領

スシロ・バンバン・ユドヨノ

年 月 日、ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
アンディ・マッタラッタ

インドネシア共和国官報 年 号

インドネシア共和国国民議会

経済特区に関する法律 2009 年 号の解説

I. 一般

パンチャシラと 1945 年憲法に基づく公平で繁栄した社会を実現するために、共同性、公平な効率性、持続性、環境への配慮、自立性の原則による経済民主主義に基づき、国内経済の発展と統一の均衡を維持しつつ、国家経済開発を行う必要がある。

経済民主主義のための政治経済に関するインドネシア国民協議会決定 No.XVI/MPR/1998 に基づき、中小零細企業と協同組合に対し、より機会とサポートを与え、同時に国内産業にメリットを供与するために政治経済的な肩入れが必要である。これに関連し、事業者として、或いは他の事業者のサポートとして、大企業との上流下流のリンケージやシナジーの発生を促せるよう、経済特区内には、中小零細企業と協同組合のための場所が用意される。

国内経済開発の加速化のためには、地理経済・地理戦略的優位性を有する地域の準備を通じた投資の増加が必要である。そのような地域は、産業、輸出入、その他高い経済的価値を有する活動を最大限に行うために準備されるのである。経済特区の開発の目的は、地域の開発の加速化、そして、産業、加工、商業などの経済成長を目指した地域振興を行うことで雇用創出を可能とするためのブレークスルーモデルとなることである。

投資に関する法律 2007 年 25 号の第 31 条 (3) 項には、経済特区は法律で定めることが規定されている。これは経済特区に関する独自の政策を法律として定める根拠となっている。

本法の経済特区規定には、経済特区の機能、形態、規準、設立、インフラ用資金調達、組織、物品の往来、検疫、外貨、諸便宜に関する規制が含まれている。

経済特区は、経済機能を実施し、特定便宜を得るために定められたインドネシア共和国統一国家内の法的領域内において、特定の境界線を有する地域のことである。経済特区の機能は、貿易、サービス、工業、鉱業、エネルギー、運輸、海洋、漁業、郵便、通信、観光、その他分野の事業の実施と振興を行うことである。これに基づき、経済特区は、輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギーなど、1 つ以上の区画から構成され、輸出向け、国内向けの活動を行う。

経済特区として制定されるために満たすべき規準は、地域空間整備計画に基づいていること、保護地域への阻害ポテンシャルがないこと、経済特区管理のために州/県/市政府からの支持があること、戦略的な立地、或いは海洋、漁業、プランテーション、鉱業、観光分野の優良資源ポテンシャルを有していること、自然・人工を問わず明確な境界線を有していることである。

経済特区実施のために、中央レベルにおける国家審議会、州レベルにおける地域審議会から構成される経済特区実施機関が設立される。地域審議会は、経済特区運営サービス、監督、管理を行うために、各経済特区において経済特区管理者を設立する。経済特区における事業活動は、事業体と事業者が実施する。

● 経済特区で供与される便宜は、投資家の関心を惹くために、競争力を高めることを目的としたものである。便宜は、税、関税、消費税、地方税、地方徴収金の形での税制便宜と、土地、許認可、入国管理、投資、労働、その他法規に基づき管轄機関が定めることになる、経済特区内の区画に供与可能な便宜の形での非税便宜から構成されている。監督については、インドネシアの他の地域同様、禁止規定は経済特区でも引き続き適用される。しかし、制限規定については、経済犯罪を行う場所として経済特区を悪用する可能性への監督を優先しつつ、政府が定めるシステムと手続き上の便宜が供与される。

● 本法発効により、自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令 2000 年 1 号を法律として定めることに関する法律 2000 年 36 号（官報 2000 年 251 号、官報追記 4053 号）及びその改正である自由貿易地域と自由港に関する法律に替わる政令 2000 年 1 号を法律として定めることに関する法律 2000 年 36 号の改正に関する法律 2007 年 44 号（官報 2007 年 130 号、官報追記 4775 号）に基づき設立された自由貿易地域と自由港に、所定の期限終了前或いは終了後に経済特区として提案する機会を与えることで、インドネシアにすでにある経済分野の特区に関する規制の統一がなされることが期待される。本法の発効により、今後、自由貿易地域と自由港の設立はなくなった。

II. 条項ごと

第 1 条

十分明確である。

第 2 条

「地理経済」とは、国際貿易における経済と地理的要素のコンビネーションのことである。

「地理戦略」とは、地政学的要素（一国における対外政治における地理、経済、人口要素の影響）と地理的地域において特定の役割を果たす戦略とのコンビネーションのことである。

「産業活動」とは、原材料、材料、半製品の加工、及び/或いは利用のために完成品により高い価値を付与するための経済的活動、デザイン活動、産業エンジニアリング活動のことである。

「地域の準備」とは、インフラと特定サービス基準を満たせるよう、ある地域を開発するための努力のことである。

第3条

a

「輸出加工区画」とは、ロジスティックと輸出向けの生産を行う産業活動向けのエリアのことである。

b

「ロジスティック区画」とは、保管、組み立て、選別、梱包、配送、修理、国内外からの機械リコンディショニング活動向けのエリアのことである。

c

「工業区画」とは、原材料、材料、半製品、及び/或いは完成品の加工を行う産業、利用のためにより高い価値を付与するアグロインダストリー向けのエリアのことであり、輸出及び/或いは国内向けの生産用のデザイン・エンジニアリング活動も含まれる。

d

「技術開発区画」とは、研究・技術、デザイン・エンジニアリング、応用技術、ソフトウェア開発、IT分野のサービス向けのエリアのことである。

e

「観光区画」とは、娯楽、レクリエーション、会合、インセンティブ旅行、展示会、その他関連活動を支えるための観光業向けのエリアのことである。

f

「エネルギー区画」とは、代替エネルギー、再生可能エネルギー、省エネ技術の開発、一次エネルギー加工向けのエリアのことである。

g

「その他の経済区画」とは、創造産業区画、スポーツ区画などの形態で可能。

(2)

「補助施設」とは、礼拝所、ホテル、病院、研修などの施設のことである。

(3)

十分明確である。

第4条

a

「保護地域」とは、天然資源や人工資源を含む環境保護を主要機能として定められた地域のことである。

b

十分明確である。

c

「国際航海ルート」とは、

- a. インドネシア諸島海路 (ALKI)
- b. インドネシアのハブ国際港と国際港間を連絡する航海網、及び
- c. 他国のハブ国際港と国際港間を連絡する航海網

d

「明確な境界線を有する」とは、自然の境界線（河川や海）や人工の境界線（柵や塀）のことである。

第5条

十分明確である。

第6条

(1)

十分明確である。

(2)

a

提案する開発場所は、新規エリア或いは既存経済特区の拡張として可能。

b

「区画化規程」とは、空間の利用条件と管理規定を定めたものであり、空間整備詳細計画により目的に応じた区画ごとに策定されるものである。

c

十分明確である。

d

十分明確である。

e

十分明確である。

f

十分明確である。

第7条

(1)

十分明確である。

(2)

十分明確である。

(3)

十分明確である。

(4)

政令では、地域外との境界線、経済特区内の区画、経済特区の面積などを定める。

第8条

「特定の場合」とは、国内経済開発にとって戦略的な国益に関連し、特定の地域の発展均衡を維持する場合である。

第9条

十分明確である。

第10条

十分明確である。

第11条

十分明確である。

第12条

(1)

「運営準備が整っていること」とは、インフラ、人材、行政管理設備が全て整っていることである。

(2)
十分明確である。

(3)
十分明確である。

(4)

a
「変更」とは、提案エリア面積、区画、資金源などを含む。

b
十分明確である。

c
「解決のための措置」とは、事業体の交替や場所の取り消し提案などである。

(5)
十分明確である。

(6)
十分明確である。

第13条

(1)
十分明確である。

(2)
協力の内容と条件には、協力期間、政府、地方政府、民間由来の資産の責任、協力期間終了後の所有権などを含む。

(3)
十分明確である。

第14条

十分明確である。

第15条

十分明確である。

第 16 条

十分明確である。

第 17 条

a

十分明確である。

b

十分明確である。

c

十分明確である。

d

十分明確である。

e

十分明確である。

f

十分明確である。

g

「戦略的問題」とは、地域審議会が解決できない問題、或いは経済特区の管理と開発に影響を及ぼしうる国家及び/或いは地方の政策に関わるものなどである。

h

十分明確である。

i

十分明確である。

第 18 条

a

十分明確である。

b

十分明確である。

c

「他者」とは、国家審議会/他国の経済特区管理者、インドネシア商工会議所、経営者団体、非営利の大学などのことである。

第 19 条

十分明確である。

第 20 条

十分明確である。

第 21 条

十分明確である。

第 22 条

十分明確である。

第 23 条

十分明確である。

第 24 条

十分明確である。

第 25 条

十分明確である。

第 26 条

十分明確である。

第 27 条

(1)

十分明確である。

(2)

十分明確である。

(3)

「経済特区内外へ」とは、経済特区間の物品の搬出入も含まれる。

第 28 条

十分明確である。

第 29 条

十分明確である。

第 30 条

十分明確である。

第 31 条

十分明確である。

第 32 条

十分明確である。

第 33 条

十分明確である。

第 34 条

十分明確である。

第 35 条

十分明確である。

第 36 条

供与される便宜は、測量、権利の登記、土地の権利証発行などのサービス迅速化である。

第 37 条

十分明確である。

第 38 条

十分明確である。

第 39 条

本規定により、投資分野に閉鎖されている事業分野と条件付きで開放されている事業分野のリストに関する法規に規定の、投資家に閉鎖されている事業分野の規定は、経済特区で引き続き適用される。

第 40 条

十分明確である。

第 41 条

「取締役或いは監査役の役職」とは、会社設立証書或いは変更証書に記載の取締役或いは監査役の役職のことである。

第 42 条

インドネシア人労働者の利用は、インドネシアが職業能力に基づく単一の国内労働市場の原理を採用しているためである。経営者は、職業能力条件を満たしている場合、地元の労働者を優先する。

第 43 条

(1)

「特別三者協力機関」とは、経済特区内にある三者協議機関のことである。

(2)

十分明確である。

(3)

十分明確である。

第 44 条

十分明確である。

第 45 条

十分明確である。

第 46 条

(1)

組合設立の自由の原則に基づき、フォーラムは労働組合の独立性を無視するものではない。

(2)

十分明確である。

第 47 条

(1)

「労働協約」とは、労働分野の管轄機関に登録済みの労働組合或いは複数の労働組合と経営者が作成した労働協約のことである。

(2)

「労働協約で合意する」とは、企業が一部の作業を他者に委託する場合、及びあるいは有期・無期雇用契約の形態で雇用関係を実施する場合、経営者と労働組合が労働協約においてそれを合意するために協議することである。

(3)

十分明確である。

(4)

十分明確である。

第 48 条

十分明確である。

第 49 条

十分明確である。

第 50 条

十分明確である。

インドネシア共和国官報追記 号